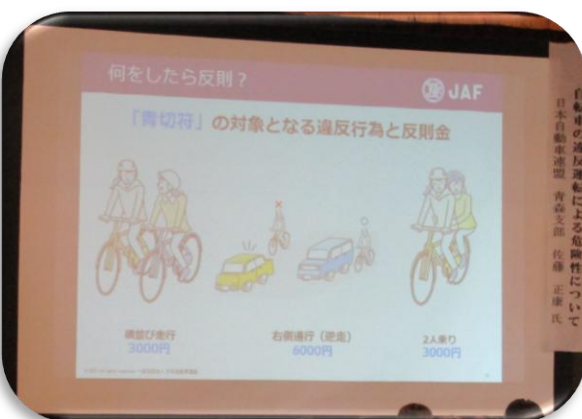




交通安全教室



5月13日(水)、交通安全に対する意識の高揚を図ることを目的に「交通安全教室」を実施しました。生徒一人ひとりが交通安全の知識や公共社会におけるマナーについて考えるとともに、4月から始まった自転車の青切符制度についても理解を深めました。当日は「自転車の違反運転による危険性について」をテーマに、日本自動車連盟青森支部の佐藤正康氏にご講演いただきました。



自転車の指導取締りの基本的な考え方

自転車の交通違反を認知した場合、**基本的には、現場での「指導警告」を行います。**ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような、「**悪質・危険な違反**」であったときは、**取締りを行います。**

指導取締りの基本的な考え方は、青切符導入後も変わりません。

交通反則通告制度とは

「反則行為」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符(反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面)が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず、起訴されない(いわゆる「前科」もつかない)制度をいいます。

※1 反則行為：道路交通法の違反行為のうち、番号指定や指定場所一時不停止等といった、警察官が現場に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるものとして定められたもの

交通反則通告制度

反則行為 → 青切符 → 反則金を納付 → 終結

刑事手続

重大な違反^{※2}や交通事故を起こしたとき → 赤切符等 → 反則金を不納付 → 刑事手続へ(出頭・取調べ、裁判・罰金の納付等)

反則行為と反則金の一例

12,000円	●携帯電話使用等(保持)
7,000円	●遮断器切入入り
6,000円	●信号無視 ●安全運転義務違反
5,000円	●進行区分違反(逆走、歩道通行等) ●横断歩行者等妨害等
3,000円	●指定場所一時不停止等 ●無灯火 ●自転車制動装置不良
	●並進禁止違反 ●軽車両乗車積載制限違反(二人乗り等)